

税理士法改正に関するプロジェクトチームによるタタキ台

平成 21 年 11 月 25 日

日本税理士会連合会

目次

【序 文】	1
I 税理士法のあり方について	3
II 改正要望項目	4
1. 税理士の業務に関する規定	4
(1) 電子申告等の送信業務	4
(2) 補助税理士制度のあり方	5
(3) 報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定の見直し	7
2. 税理士の資格取得に関する規定	8
(1) 税理士の資格	8
(2) 実務修習制度の創設	11
(3) 受験資格要件の廃止	12
(4) 試験科目の整理	13
3. 税理士の信頼性の確保に関する規定	14
(1) 研修受講の義務化	14
(2) 税務支援のうち税務援助への従事義務	15
(3) 税理士証票の更新義務	16
(4) 税理士職業賠償責任保険への加入義務	17
4. その他の規定	18
(1) 財務大臣の総会決議取消権の廃止	18
(2) 通知弁護士等の公示等	19
III 検討を要する項目	20
(1) 財務書類の作成等	20
(2) 法第 30 条に基づく書面添付制度・意見聴取制度	21

【序 文】

税理士法が改正されて以来8年が経過し、次なる法改正に向けて議論が活発になってきている。ところで、法律の改正を議論する際には、

- イ 国民の利便、利益、安全等に適うものであること
- ロ なぜ今改正が必要であるか、国民に対して説明可能であること
- ハ 当然に国民の納得と理解を得る必要があること

といった、あくまでも国民の目線に適った議論が行われることが肝要である。

今般、税理士法の改正について議論を行うに当たっては、税理士法あるいは税理士制度は国家・国民の大切な財産であることから、税理士からみた利便や都合によるのではなく、むしろ税理士であるからこそ、一層、国民の立場に立って議論すべきことを自覚して臨む必要がある。

ちなみに、平成13年の税理士法改正の議論は平成3年6月に「税理士法改正に関する中間意見－短期的改正項目」を、平成5年4月に「税理士法の要改正項目及びその問題点に関する報告書」をそれぞれ取りまとめ、平成9年4月に「税理士法改正に関する意見（タタキ台）の審議状況」を公表し、最終的に行政との協議等を経て国会での審議に臨んだ経緯がある。このタタキ台を作成するに当たって、基本的な理念を以下のとおり表明している。

「昭和55年改正の経緯を教訓として、ひとり税理士のみの主張に墮することなく、時代が要請する税理士制度を構築すべく、①税理士制度の発展、②租税制度への貢献、③申告納税制度の健全な発展への寄与、④税務行政手続における納税者の代理人たる地位の確立、⑤納税者、税務当局、税理士の三者の信頼関係の樹立を基本理念として、(中略)当該理念を実現することが目的であって、法の改正自体はその一手段にすぎないとの認識から、法改正のみを論ずるに止まらず、税理士会における会則・規則等の整備及び有効かつ適切な施策の確立など幅広く論議の対象とした。」

平成13年改正においては、こうした理念を踏まえ、多岐にわたる事項について昭和55年以来と言われる大規模な改正を行ったものである。その後、規制改革の流れの中で、各省庁において規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等を一覧にして公表する

ことが平成 18 年に閣議決定されたのを受けて、税理士法について、財務省はその見直しの必要性の検討を平成 23 年に実施するとしている。この機会に、税理士法を改めて見直し、税理士業界としての考え方を取りまとめる必要がある。

以下に記すのは、会長の諮問に対して制度部が平成 21 年 3 月 18 日に提出した答申「税理士法改正要望項目の再検討について」に掲げられた項目について、会員諸氏の議論を深めるため、税理士法改正に関する P T として一つのイメージを示したものであるが、冒頭に記したように、あくまでも国民目線に立って税理士法改正の議論がなされることを期待して、取りまとめたものである。

I 税理士法のあり方について

申告納税制度は最も民主的な制度であり、また国家財政の基盤となるものであるので、申告納税制度を更に発展させるために、国民の利便性、安全性、緊急性を重視した税理士法の改正を行い、社会から信頼される税理士制度を構築すべきである。

税理士の使命は、税理士法第1条において、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と定め、税務に関する専門家として位置付けられている。

わが国における唯一の税務の専門家である税理士が拠るべき税理士法（以下「法」という。）は、法改正がなされてから既に8年が経過し、この間、IT社会への変革と経済社会の多様化・複雑化により、公共的使命を担う税理士の業務についても、益々高度化・専門化してきており、国民・納税者の要請に相応しい制度構築が必要である。

平成13年改正以降、国民・納税者の利便性や社会的な要請に応じて、税理士の資質の維持向上のため、会則で研修を義務付けること等によって業務の質の向上を図り、資格制度に対する国民からの信頼性を確保してきた。

申告納税制度の担い手として、国民から信頼される税理士を養成するためには、特に次世代を担う若者や社会人を含めた多くの税理士志望者を増加させるような魅力ある税理士制度が求められなくてはならない。

Ⅱ 改正要望項目

1. 税理士の業務に関する規定

(1) 電子申告等の送信業務

- ・ 電子申告等の電磁的記録の送信業務も、法第2条第1項に掲げる「税理士業務」のうち「税務代理」に含める。(法2①一)

【理由】

電子申告等の電磁的記録の作成におけるデータ作成と送信は、基本的には連続して行う業務で通常切り離すことはなく、データ作成者以外の者が単に送信のみを行うことは考え難い。したがって、送信業務は法第2条第1項第1号の「税務代理」とすべきである。税理士にのみ代理送信が認められているのは、送信業務が、税務官公署への送信の確実性とその適否が重要な事務になり、税理士業務の一環であるからである。

【改正要望】

- ・ 電子申告等の電磁的記録の代理送信業務は、法第2条第1項第1号の「税務代理」に含めることとする。

(2) 補助税理士制度のあり方

- ・ 法第2条第3項に規定する者を補助税理士に限定しないこととし、開業税理士であっても他の税理士等の補助者として税理士の業務を行うことができるようにする。(法2③、規則8①二ロ・ハ、16①三、通2-7)
- ・ 現行の「補助税理士」の呼称を、例えば「専従税理士」に変更する(規則8①二ロ、規則16①、18、通33-1)。

【理由】

(1) 補助税理士制度創設の意義

補助税理士制度は、納税義務者から委嘱を受けた税理士等と補助者として業務を行う税理士との関係を明確にするために創設されたものであり、他の税理士等の事務所に勤務する税理士の法的地位を明確にしたうえで、税理士の資格を活用することに意義がある。

平成13年法改正以前においては、税理士であるにもかかわらず、勤務している他の無資格の職員と同様に扱われるため、税理士としての資格を積極的に活用することができなかったが、本制度(法2③)の創設により、法第31条の規定による復代理人選任手続きを要せずに税理士としての職能を発揮させることが可能となり、国民・納税者の利便性の向上に寄与する制度として定着していることは評価すべきである。

(2) 改正の方向性

税理士が、他の税理士等の事務所に勤務する場合の契約関係については様々な態様が存在する。

そこで、法第2条第3項が創設された意義を尊重し、この条項を維持する一方で、勤務する税理士の登録区分を各事務所の実態に合わせて選択できるようにすることとし、開業税理士であっても他の税理士等の補助者として税理士の業務を行うことを認めるべきである。

また、現行の「補助税理士」という呼称は、制度の趣旨を適切に表していないと考えられるので、「専従税理士」に変更する。

この改正により、他の税理士等の補助者として常時法第2条第3項に規定する業務に従事する者は「専従税理士」として登録することになり、他の税理士等の事務

所に所属しながら他人の求めに応じて税理士の業務を行う税理士は「開業税理士」として登録することとなる。

【改正要望】

- 規則第8条第1項第2号口中「補助税理士」を「専従税理士」に改め、同号ハに「(他の税理士又は税理士法人の事務所に従事するときは、その従事する税理士事務所の名称及び所在地又は税理士法人の名称及び所属事務所の所在地)」の文言を加える。
- 規則第16条中「補助税理士」を「専従税理士」に改め、同条第1項に次の一号を加える。

三 前二号以外の税理士が他の税理士又は税理士法人の補助者として署名押印する場合 当該他の税理士の税理士事務所の名称又は当該税理士法人の名称
- 規則第18条中「補助税理士」を「専従税理士」に改める。
- 通達2-7を削除する。
- 通達33-1中「補助税理士」を「専従税理士」に改める。

(3) 報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定の見直し

- ・ 税理士が報酬のある公職に就いた場合でも、税理士業務の停止をしないこととする。
- ・ 税理士業務の停止をする場合は、その公職に兼業禁止規定がある場合のみとする。
- ・ 法第 24 条（登録拒否事由）、第 51 条第 2 項（通知弁護士の適用除外）との整理を行う。

【理 由】

報酬のある公職に就いた場合の業務の停止規定は、他士業法では、公共・公益活動に積極的に進出し、その職能を活用して健全な運営に貢献することを期待するという理由から廃止されており、士業法の中で税理士法にのみ規定されていることから、見直しを行うべきである。

税理士が国民・納税者から高い評価を受け、公職に登用される機会が増えてきている。これは税理士が公職に就き、その職能を活かして広く社会に貢献することが期待されているからであり、多くの税理士が支障なく公職に就くことができる仕組みとすべきである。

また、受け入れる公職側に兼業禁止規定があれば、敢えて税理士法で規定する必要はない。

なお、税理士法上での規制を撤廃した場合、税理士が兼業禁止規定のある公職に就いた際の税理士会への届出を義務付けることで、就任状況を把握し、名義貸し行為等の会則違反を防止することが必要である。

【改正要望】

- ・ 法第 43 条の後段を削る。
- ・ 法第 24 条第 2 号を削除する。
- ・ 法第 51 条第 2 項中「第 43 条前段」を「第 43 条」に改める。
- ・ 会則等を整備し、税理士会への公職就任の届出制を設ける。

2. 税理士の資格取得に関する規定

(1) 税理士の資格

- ・ 税理士となる資格を有する者は、税理士試験に合格した者を原則とする。弁護士・公認会計士（以下「隣接職種」という。）の資格者に対しては、能力担保措置として、弁護士は会計学に属する科目に、公認会計士は税法に属する科目に合格することを原則とする。

この法改正が実施されるまでは、弁護士及び公認会計士に税理士資格を付与する際、弁護士は会計学に属する科目について、公認会計士は税法に属する科目について、税理士業務を行ううえで必要と認められる、当該科目合格者が有する学識と同程度の実務上の必要事項に関して、登録前において修習する新たな特別研修の受講義務制度を創設する。この場合、他士業における経験年数を考慮し、その緩和策も併せて検討すべきである（法3①三・四、3②）。

【理 由】

(1) あるべき試験制度

税理士試験は、税理士となるのに必要な学識を有するかを判定することが目的である。すなわち、税理士業務に関連する基礎的学識又は技能の判定を行うとともに、その応用能力の有無を検証するのであるから、その出題は、暗記に頼ったものでないこと、実務を理解する点から行われることが望ましい。この場合、社会人を含めた多くの税理士志望者が受験しやすい試験制度であることが、税理士業界の次世代を担う優秀な人材を確保するためには必要である。

さらに、年金受給者の増加や年末調整の見直し等の議論による納税者数の増加が予想される中、税理士業務の無償独占を維持しつつ納税者利便に繋がる競争原理を働かせるため、少なくとも現状の新規登録者数（毎年2,500名程度）相当の試験合格者数を維持することにより、納税者数の増加に適切に対応するために必要な税理士人数を確保する必要がある。

(2) 隣接職種の資格者等に対する能力担保措置

公認会計士の使命は、公認会計士法第1条で、「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を

図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」としており、また弁護士は、弁護士法第1条第1項において、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」としており、各々重要な使命を持った職業専門家であり、その専門性は異なっている。

司法制度改革による法曹資格者の大幅な増員及び監査の充実・強化の要請による公認会計士の急激な増員が図られているが、これに対して、税理士の資格取得制度については長年にわたり見直しが行われていない。もとより、税理士には税務の専門家としての資質が担保されていなければならないが、他士業制度の改変により急激に増員された他資格者が、無条件で税理士業務に参画することは問題である。

○ 能力担保措置の必要性

現行制度において税理士資格を有する隣接職種の資格者等は、それぞれの資格における専門家としての資質の検証は行われているが、それをもって、税務に関する専門家としての資質の検証が十分であるとはいえない。

国民・納税者の利便性や安全性の確保の観点からは、原則として、税理士試験合格者に付与されるべき税理士業務を行うのに必要な専門知識や能力を有することを個別に検証し、免除認定する必要がある。

したがって、隣接職種の資格者等に対しては、資格に応じた試験科目免除による能力担保措置を講じたうえで参入を認めていくことが必要である。

なお、隣接職種の資格者等に対する能力担保措置として、例えば、次のようにすべきと考える。

○ 弁護士

法律事務に関する専門家として、租税に関する法令等についても一定の学識及び応用能力を有していると思料されることから、税法に属する科目は免除する。

税理士は、会計参与の有資格者でもあり、一定の会計知識は必須である。したがって、税理士になる弁護士については、会計学に属する科目のうち1科目の合格又はそれと同等の検証が必要である。

○ 公認会計士

会計に関する専門家として、会計学に属する科目は免除する。

公認会計士試験において必修科目である「租税法」の試験は、監査証明業務を行うために必要な租税に関する法律関係等についての一般的な理解力の検証を目的として出題されており、税務に関する専門家としての十分な資質検証がなされているとはいえない。したがって、税理士になる公認会計士については、税法に属する科目のうち1科目の合格又はそれと同等の検証が必要である。

○ 税務官公署等行政実務経験者

税務官公署等行政実務経験者に対する試験科目の一部免除規定については、税理士としての能力を担保する観点から検証するとともに、国税審議会の指定研修の一層の充実及び透明性の促進を図る必要がある。

○ 修士学位取得者

修士学位取得者については、現行の規定どおりとする。

【改正要望】

- ・ 法第3条第1項第3号及び第4号並びに同条第2項を削除し、税理士試験の合格を原則とする。

上記改正が実施されるまでは、経過措置として、法第3条第1項本文を次のように改める。

「次の各号のいずれかに該当する者は、税理士となる資格を有する。ただし、第1号又は第2号に該当する者については、租税に関する事務又は会計に関する事務で政令で定めたものに従事した期間が通算して2年以上あることを必要とし、第3号又は第4号に該当する者については、国税審議会が指定する特別研修を受講することを必要とする。」

なお、この特別研修は、弁護士は「会計学に属する科目」について、公認会計士は「税法に属する科目」について、税理士試験に合格した者と同程度の学識を習得するために実施するものとする。

- ・ 法第8条第1項を試験科目免除の対象者に応じて整理し、その能力検証のための機関を国税審議会の中に設置する。

(2) 実務修習制度の創設

- ・ 実務修習制度を創設する。

【理 由】

税理士試験受験者が受験勉強に集中できるようにする観点から、実務経験のない若年者層等の人達が、試験合格後速やかに実務に就ける制度が望まれる。

そこで、税理士試験合格者及び試験免除者のうち、実務経験のない者については、実務経験に代わるものとして実務修習制度を創設し、実務修習修了者は資格取得要件を満たすものとする。実務修習は日本税理士会連合会が主催し、各税理士会で実施する。

実務修習は、複雑でない事案の所得税、法人税、消費税、相続税の申告書が作成できるほか、税法の事務規定事務ができる程度の内容とすることが望ましい。

【改正要望】

- ・ 実務経験のない者に対して、実務経験に代わる実務修習制度を創設する。

(3) 受験資格要件の廃止

- ・ 受験資格(法5)は削除する。このことにより、受験生の大幅な増加が予想されるので、その対応策については検討する必要がある。

【理 由】

税理士業務に関連する基礎的学識又は技能の判定を税理士試験において行うことで、現在の学歴等による受験資格を廃止すべきである。これにより、幅広い層から受験者を確保でき、その結果、税理士資格を付与するに相応しい合格者の資質を維持し、国民・納税者の期待に添うことができる。

【改正要望】

- ・ 法第5条を削除する。

(4) 試験科目の整理

- ・ 税理士試験制度は、その位置付けを申告納税制度との関連を明確にして、その対象試験科目を見直し、実質的な資質向上を目指すこととすべきである(法6)。

【理由】

申告納税制度を基本とする税理士業務にそぐわない試験科目(例えば、固定資産税、酒税等)は、経過規定を設置したうえで、試験科目から除外することも含め、次世代を担う若者が魅力ある専門士業であると思わせる税理士試験のあり方を検討すべきである。

【改正要望】

- ・ 法第6条の試験科目を、申告納税制度を意識した観点から見直す。

3. 税理士の信頼性の確保に関する規定

「税理士の信頼性の確保」は、前回の改正において、両院で附帯決議され、資格制度の根幹である資質の向上という観点から、研修の受講を強化する議決がなされた。これに基づき税理士の研修制度の一層の充実を図ってきたところであるが、これを更に強化する方向で検討することが必要である。

また、税務支援のうち、経済的弱者に対する税務援助については、税理士の社会的責務の履行と考え義務化する必要がある。

(1) 研修受講の義務化

- ・ 研修の受講を原則として義務化する（法 39 の 2）。

【理 由】

税理士を取り巻く環境は急速に変化しており、税務の専門家として、委嘱者からの信頼に応え、その責任を果たし、広く国民・納税者のニーズにも的確に対応していくためには、最新の知識や技術・能力を保持しなければならない。

平成 13 年の法改正における衆議院財務金融委員会及び参議院財政金融委員会の附帯決議で、「税理士の資質の維持向上のため、研修制度の一層の充実を図ることが必要である。」という指摘を受けており、研修受講の努力義務を課してきた現行制度について、一層の充実を図り税理士の信頼性を確保するためには、研修の受講を義務化する必要がある。

研修の受講を義務化するに当たり、受講時間については、会員が税理士業務を行いながら受講可能な時間に、また、研修形態や内容は集合研修のほか、日本税務研究センター通信ゼミ等の受講や CD・DVD・ネット配信を視聴することを含むものとする。なお、研修内容・研修時間などの実施及びその細目については、会則等で定めるものとする。

【改正要望】

- ・ 研修の受講を原則として義務化し、併せて病気療養者等に対する減免措置を講じる。

(2) 税務支援のうち税務援助への従事義務

- ・ 税務援助への従事を義務化する。

【理由】

税理士会は、会則の規定により、会員に税務支援への従事義務を課し、積極的に納税者の税務対応を支援している。「税務支援」は、小規模納税者に対する税務援助と相俟って、すべての納税者の納税義務が適正に実現できるよう、税理士の社会貢献として、税務援助対象者以外の納税者で、原則として税理士（税理士法人）の関与がない者に対し税務指導を実施し、もって納税者の利便性の向上に資するとともに、税理士制度の維持・発展を図る施策である。

税理士業務は、たとえ無償であっても、税理士でない者がこれを行うことができないことから、税理士の社会的責務として、経済的弱者に対する税務援助を会則に定めることが法定されている。このような税務援助規定の趣旨から、会員に税務支援のうち税務援助に従事することを義務化すべきである。なお、社会貢献としての税務指導は、社会貢献とする範囲が広いため会員の従事義務やその実施細目は会則等で定めるものとする。

【改正要望】

- ・ 税務支援のうち税務援助への従事を義務化する。

(3) 税理士証票の更新義務

- ・ 証票の更新制度を創設する。

なお、更新要件は、研修の受講、税務援助への従事、会費の完納等とする（会則対応）。

【理由】

税理士が、国民・納税者に信頼され、不測の損害を与えないためにも、税理士登録している事実を証する税理士証票は、一見して本人を識別できるものでなければならない。

そこで、税理士証票の更新制度を創設し、欠格事項の有無や登録事項等の再確認をするものとする。なお、研修の受講義務、税務援助従事義務、会費納入義務等、会員として最低限に果たさなければならない会則遵守義務の履行を税理士証票の更新の要件とする。また、税理士証票の更新期間は5年～7年程度とする。

【改正要望】

- ・ 税理士証票の更新制度を創設する。（会則における更新制度を併せて検討する。）
- ・ 税理士証票の更新要件は、研修の受講、税務援助への従事、会費の完納等とする（会則において対応する。）。

(4) 税理士職業賠償責任保険への加入義務

- ・ 税理士職業賠償責任保険への加入義務化規定を創設する。

【理由】

現行の税理士職業賠償責任保険は任意加入であるが、全ての税理士に加入を義務付けることは、国民・納税者の安心と安全性を保証することに繋がり、税理士の社会的信頼性の向上に寄与するものである。なお、損害賠償被請求金額不足分を補う目的での任意加入保険も存置し、強制保険と任意保険の2階建てとする。

【改正要望】

- ・ 法第49条の2（税理士会の会則）において、税理士職業賠償責任保険の加入義務化規定を創設する。

4. その他の規定

(1) 財務大臣の総会決議取消権の廃止

- ・ 財務大臣の税理士会及び日本税理士会連合会の総会決議取消権は廃止する（法第49条の17）。

【理由】

税理士は、法第1条の規定に基づき、納税義務の適正な実現を図ることを使命としている。このことは、国民・納税者から信頼されるのは勿論のこと、税務行政当局からも信頼されるものでなければならないことを意味する。

現状においては、税理士会及び日本税理士会連合会と税務行政当局とは、法の要請に従って、それぞれの立場で納税義務の適正な実現に努めており、両者の間には十分な信頼関係が構築されている。

ところで、法第49条の17は、税理士会又は日本税理士会連合会の総会決議が、「法令又は会則に違反し、その他公益を害するとき」に限って適用されるものであるが、特別法人として法令又は会則に準拠して会務を運営している現状からみて、適用される可能性は極めて少ないといえる。

また、仮に、公益を害する決議に至る可能性があるとしても、法第49条の19（一般的監督）の適用により十分に抑止できると考えられる。

したがって、税理士会及び日本税理士会連合会と税務行政当局との間に信頼関係がある以上、不必要な規定であるといえる。

【改正要望】

- ・ 法第49条の17は、削除する。

(2) 通知弁護士等の公示等

- ・ 通知弁護士等の公示制度と日本税理士会連合会への通知制度を創設する。

【理 由】

弁護士法は第3条第2項において、「弁護士は、当然、弁理士及び税理士の事務を行うことができる。」としている。

本来、税理士としてその業務を行うためには、弁護士であっても、税理士登録をして税理士会に入会することが原則であるが、前記弁護士法との調整を図るうえで、法第51条において、弁護士及び弁護士法人は、国税局長に通知することにより、税理士業務を行うことができることとなっている。しかし、この制度においては、国民・納税者にとっては可視性が欠如し、税理士業務を行いうる弁護士等であるか否かが判断できない。

したがって、通知弁護士等について、国税庁長官による官報等への公示及び日本税理士会連合会への通知義務規定を設けるべきである。

【改正要望】

- ・ 法第51条に、国税庁長官による通知弁護士等の官報等への公示及び日本税理士会連合会への通知義務を規定する。

Ⅲ 検討を要する項目

(1) 財務書類の作成等

- ・ 法第2条第2項中「税理士業務に付随して」を削ることの可否を検討する。(法2②)

【検討事項】

税理士は、その業務を通じて、税務に関する専門家であるとともに、財務書類の作成・相談受付等を行う会計に関する専門家としても広く社会に認知されているところである。特に「会社法」において会計参与制度が創設され、その資格者として税理士及び税理士法人（他には公認会計士及び監査法人）が規定された。このことは、税理士が税務の専門家であると同時に会計の専門家でもあることが一般的にも高く評価された所以である。

また、法第2条第2項中「税理士業務に付随して」という文言により、税理士業務に付随しない会計業務は、税理士資格で行うものではないにもかかわらず、「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」においては、税理士として署名押印を行ってきている。

このように、税理士業務に付随しない会計業務においても税理士が必要とされてきていることから、「税理士業務に付随して」という文言が社会的要請にそぐわなくなっているという意見があり、これを削ることの可否について検討する必要がある。

業務独占等に関連して、「税理士業務に付随して」を削ることの可否について検討する。

(2) 法第 30 条に基づく書面添付制度・意見聴取制度

- ・ 法第 30 条の税務代理権限証書の提出を徹底し、税理士の関与を明確にしたうえで、以下の項目を検討する。
- ・ 書面添付制度が税理士の権利であることを、税理士法上、より明確化すること。
- ・ 意見聴取制度について、質問検査権との関係などの法的位置付けを明確化すること。

【検討事項】

意見聴取制度については、行政手続法に規定された行政処分への対応趣旨を基本とし、税理士にあっては代理権限の一層の強化・拡充を図り、また、税務行政にあってはより円滑な事務運営を可能とすることが、納税者の利便性向上とさらなる信頼性を確保することに繋がるものである。

現行書面添付制度（法 33 条の 2）と意見聴取制度（法 35 条）を基礎として、書面添付制度が税理士の権利であることを明確化すること、また、意見聴取制度についても、質問検査権との関係など法的位置付けを明確化することを検討する必要がある。